



新領域創成科学研究科 入学時研究倫理ガイダンス

2024年4月



大学院で学ぶ



研究面

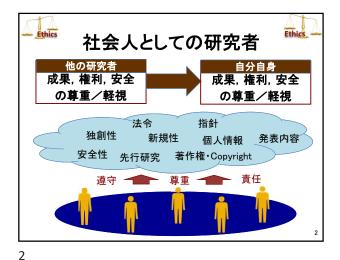
- ・知識の修得
- 研究の進め方
- ・ 論文の書き方
- その他

倫理面

- 法令(法律, 政令, 省令)
- 指針
- (国, 学会, 大学, 研究科, etc.)
- ・慣習,エチケット
- 研究者の心構え
- ・公正さと責任
- 公的資金等運用の社会責任
- その他

0

1





修得すべき項目(1)



一般的な項目

- ・ 法令・指針等の遵守
- ヒトや動物を対象とした研究における倫理
- 個人情報の保護と安全なデータの管理
- 研究に対する守秘義務
- ・ 共同研究に対する誠実さと責任
- その他

3

3



修得すべき項目(2)



修得すべき項目(3)



実験データの取扱い

- ・ 研究日誌(ラボ日誌)の書き方
- 実験データに対する公正な評価方法,恣意 的な操作の排除
- 実験環境, データ, 資料, プログラム等の管理や記録方法
- その他

Ethics

社会調査·学外研究

- 実施場所(外国,地域,学外組織など)の法令, 指針,許可申請の必要の有無等の事前確認と, それらの遵守
- ・ 調査対象者のプライバシー保護, 人権の尊重
- 協力者の自由意志に基づく調査・研究(強制の 排除)
- 緊急時の連絡体制
- etc.

5

4

5



修得すべき項目(4)



論文執筆時の注意すべき項目

- 適切な用語や文章の使用
- ・文献の正しい引用法 (剽窃/盗用の疑義が生じないようにする)
- 著作権やCopyrightへの対応
- 共著者の順序, 共著者の責任
- 二重投稿の禁止
- 発表論文の誤りの訂正法
- その他



修得すべき項目(5)



公的研究費等の適切な使用

- 公的資金使用に対する社会的説明責任の自覚。
- 適切な物品の発注・納品検収業務。
- 適切な謝金・旅費申請と受給。
- 研究費購入物品の転用・転売の禁止。
- ・ 研究機関ごとのルール習得の重要性。
- その他

6

7



修得すべき項目(6)



公的研究費等の適切な使用(2)

- 研究費(設備費,消耗品費,出張旅費等)の適切な使用 不適切な使用,目的外の使用は厳禁.
 - 大学で決められた会計処理手続きを守る.
 - 《不正利用の例》
 - (1) 預け金(プール金)
 - (2)架空旅費交通費(カラ出張)
 - (3)架空人件費(カラ謝金)
- 物品(設備,装置,消耗品等)の適切な使用 本来の研究や教育目的以外に使用しない. 換金性の高い物品の管理を徹底する.

修得すべき項目(7)



公的研究費等の適切な使用(3)

納品検収業務とは、研究室で物品を購入した際に、その物 品が確かに納品されたことを確認する作業です. 研究室に よっては、大学院生の皆さんに検収業務の補助をお願いして いる場合があります. 検収業務の補助は, 研究室の検収責 任者とともに、納品されたことを確認し、納品書類に日付と署 名を記録することです。この業務は研究費運営管理の一端 を担うという責任と自覚が必要です。業者との馴れ合いや、 業務が形骸化しないよう気を付けなければなりません。

8



修得すべき項目(8)



倫理講習受講「確認書」について

「大学院学生の公的資金への由語」

- 東京大学では、2015年度から大学院生の公的資金の申請にあたり(学振 DCを含む)倫理講習受講「確認書」の提出が求められます
- ・その他、各部局で開催される講習会への積極的参加や、研究倫理教材の 通読、e-Learningシステムへの登録・参加を求められることが有ります。
- 「大学院学生の納品検収業務」

東京大学の研究室では、

- (1) 100万円未満の物品の納品検収は各研究室で行われ、少なくとも1名の 検収責任者(教職員)と合わせ2名分の検収確認が必要です。
- (2) 各研究室の検収責任者、及び検収補助者は、登録制です。

不正を行う原因と対策



原因

- 無扣
- 不当な自己正当化(周りもしている)
- プライドや見栄(よい成果を出したい)
- プレッシャー(〆切日)
- 焦り(研究をサボった付け、研究の遅れ)
- その他

対策



- 絶え間ない研究への努力
- 誘惑に負けない強い意志
- 問題が生じたときの早めの相談
- その他

10

11



処罰/社会的制裁



- 剽窃/盗用などの重大な違反
 - 懲戒処分 (在学中)
 - ブ 学位取消 (卒業後発覚した場合)
- 研究倫理違反
 - ➡ 研究者として不適格と見なされる
- 公的研究費等の不正使用

研究者個人と大学に厳しい措置

(返金、配分停止・削減など)

生成系AI (chatGPT等)の利用について

生成系AI(ChatGPTなど)の利用にあたっては、それぞれの場面(国、大学、組織、授業、論文作成など)に適用される利用ポリシー 1 に従い、以下のことに注意する。

- 出力結果に不正確さ、誤り、偏見などが含まれている可能性に留意する。出力結果を鵜呑みにせず、適切な文献を探して引用すること。
- 他人の著作権や知的財産権を侵害しないこと。
- 安易に機密情報・個人情報を入力せず、適切な対応をすること。
- 大学院生として社会的な良識に照らして適切な使い方をすること。
- 1) 東京大学の利用ポリシー https://utelecon.adm.u-tokyo.ac.jp/docs/ai-tools-in-classes-student

13

12

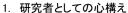
13

Ethics

12



新領域創成科学研究科 「研究倫理ガイドライン」の内容



- 2. 研究の独創性
- 3. 研究経過の記録と保存
- 4. 公正かつ責任のある公表
- 5. 共同研究における誠実さと責任
- 6. 教員の責任
- 7. 研究における法と指針の遵守
- 8. 社会調査上の倫理
- 9. 公的研究費等の適正な運用
- 10. ヒトを対象とする医学・生物学研究の倫理と安全

Ethics



詳細版ガイダンスと理解度試験

詳細版ガイダンス

入学、進学後6ヶ月以降、半年毎に詳細版のスライドを用いて実施する。

理解度試験

- ガイダンス終了後に行われる理解度試験に合格 しないと学位論文を提出することはできない。
- 合格点に達するまで、詳細版ガイダンスを受講し、理解度試験を受け直すことができる。

15

14

15

14